

2026(令和8)年度 入学試験問題

一般選抜 後期日程

# 文学部 比較文化学科 小論文

## 【注 意】

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 試験時間は9時30分から11時00分まで(90分間)です。
3. この問題冊子は表紙以外に4ページあり、解答用紙は2枚あります。
4. 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
5. 解答はすべて解答用紙の解答欄に記入してください。
6. 解答用紙の氏名欄を除き、受験者本人の特定につながるような氏名、住所、学校名等は記述しないでください。
7. 解答用紙を持ち出してはいけません。持ち出した場合、試験をすべて無効とします。
8. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

問題 次の文章を読んで設問に答えなさい。

普遍的人権思想の根底にあるのは、他者への共感である。しかも、自分もした同じ経験をもとにする他者との共感・同感（sympathy）ではなくて、見知らぬ他者の、自分ではしたことのない経験に思いを馳せて感じる他者への共感（empathy）が重要になってくる。多くの人間が、家族やその延長線上にある内集団の構成員の痛みや苦しみに共感する能力は持っている。しかし、自分とは異質な外集団の構成員に対する共感、特に政治的・宗教的な距離があればあるほど、難しくなってくる。

近代の国民国家形成の歴史の中で、内集団の拡大が重要であったことは、ベネディクト・アンダーソン<sup>(注1)</sup>の『想像の共同体』などで広く指摘されてきたところである。同じ生活空間で日常的に顔を合わせる者との間に限られてきた共同体の概念を、「国民」という観念に拡大し、一生会うこともない見知らぬ他者でも、同じ国家に属しているという一点で内集団の一員と考えさせるのが、国民国家の思想である。こうして醸成されたナショナリズムは、新聞などのメディアや教育、文化をはじめ、美術館、博物館、地図、歴史、「創られた伝統」<sup>(注2)</sup>などを媒体に、近代国家を構成する国民の形成に貢献してきた。

この国民意識の形成は、内集団の拡大にとって重要であり、普遍的人権思想の発展にも貢献したが、集団間の壁を超えて、他の国や他の宗教集団に対する共感を醸成するものではなかった。例えば、明治時代以降に醸成された日本のナショナリズムは、遠くに住む見知らぬ日本人同士の間での共感の発展に大きく貢献し、国内で国民の権利が守られるためには重要な要素であるが、異国に住む見知らぬルワンダ人やクロアチア人への共感には直接つながらないのである。

では、自分とは違う社会集団に属する人間に対する共感はいつ芽生え、どのようにして広がったのか？ リン・ハント<sup>(注3)</sup>は著書『人権を創造する』の中で、啓蒙主義の時代に西欧で流行した書簡体小説にその端緒を見る。サミュエル・リチャードソン<sup>(注4)</sup>やジャン＝ジャック・ルソーによる書簡体小説は、手紙の交換を読むというスタイルで読者の埋没感を高め、登場人物との一体化を促進した。そこで繰り広げられる人間ドラマは、恋愛や結婚、裏切り、出世など世俗的なことが多かったが、登場人物の階層・宗教・国籍・性別の違いが物語のバックボーンをなす場合が多く、そうした

社会集団の壁を超えた人間関係を想像させるものとなっていた。

例えば、リチャードソンの代表作『パメラ』では、召使の女性である主人公パメラが、低い身分ゆえに受ける理不尽な仕打ちに苦しみながらも、その精神的美德を貫き、階層を超えて結婚し、その後もその出自を理由とした屈辱的な扱いを受けながらも、その高潔な振る舞いゆえに周りの人々の尊敬を勝ち取っていく。またルソーの『新エロイズ』でも、貴族の娘ジュリーが平民の家庭教師の青年と恋に落ちるが、階級を超えた恋に対する家族の反対など様々な障害に直面し、それを乗り越えようとする姿が描かれている。手紙の交換や日記を読むという形態で書かれたこれらの作品で、読者は主人公の視点に立ち、女性の権利が様々に制限された当時の社会で女性が自己実現を図り、強く生き抜く姿を自分に置き換えて体験したのであった。中流階級以上の間での識字率の上昇によって、より幅広く読まれるようになったこれらの小説では、個人が自己の運命を自分で決することが重視されており、この自律性 (autonomy) も人権感覚の基盤として重要であった。

こうしたナラティブ構成<sup>(註5)</sup>が、階級や性別を超えた外集団への共感を可能にし、自律的な個人を大事にする人権理念を受け入れる土壌を作ったというのがハントの主張である。そして、後にこの共感の範囲の拡大が、例えばフランスで政治参加の権利がカトリック教徒だけだったのが、プロテスタント、ユダヤ人、黒人へと広がっていくことともつながっていく。これらの小説で中心的な役割を果たした女性の権利はまだ限定されていたが、平等な相続の権利や離婚する権利などは獲得し始めていた。

また、時を同じくして18世紀半ば、南フランスでカラス事件という異教徒迫害の冤罪<sup>えんざい</sup>事件が起こった。カラス家での自殺に際して、司法が父親を殺人犯に仕立て上げ、厳しい拷問の末に死刑に処したが、後に冤罪と認められたという有名な事件である。この事件の背景には、異教徒尋問のためということで長らく教会で正当性を持っていた拷問が、この時期も広く公開で行われていたこと、さらにはヨーロッパでの宗教紛争が影を落とし、南フランスでも新教徒に対する迫害が起こっており、カラス家もその新教徒であったことがある。当時の高明な啓蒙思想家ヴォルテール<sup>(註6)</sup>はこの事件に大きな関心を持ち、カラス家の父の名誉回復に奔走し、それに成功、その後も冤罪事件のための活動に身を捧げた。そして、この事件に触発されて、チェザーレ・ベッカリア<sup>(註7)</sup>が『犯罪と刑罰』を著し、司法改革、特に拷問廃止を訴えるなど、拷問反

対運動が高まった。

この運動の中では、人間の身体の尊厳 (integrity) が強調され、キリスト教的な価値観とも結び付いて、神によって与えられた身体を冒す拷問の非人道性がクローズアップされた。そして、身体の尊厳を持つ主体はキリスト教徒に限らず、人間誰にでも属する特性であることが徐々に確認されていく。それゆえに、異教徒や異人種でも拷問に処することは<sup>はばか</sup>られるという考え方が広がったのだ。

運動はその後、ヨーロッパ諸国での拷問廃止への流れを作り、19世紀初頭にはヨーロッパのほとんどの国で拷問は法的正当性を失った。この拷問廃止運動は外集団である異教徒に対しても当てはまるものであり、また地理的に限定的であったとはいえ、国境を越えて広く他国にも広がったという点で、最初の国際人権運動と呼べるかもしれない。そしてこれを可能にしたのが、書簡体小説などで広がった他者への共感能力であるというのだ。

ハントの主張には、様々な批判もあり、また反証可能性のあるようなテーゼではないが、18世期の啓蒙思想家と小説家、そして当時の読者市民に普遍的な人権のルーツを求める、ユニークな歴史学的試みである。もちろん、啓蒙主義に人権思想のルーツを見出すのは一般的なアプローチであるが、そうした思想家の間での観念的議論が当時の大衆文化と呼べる小説や社会的注目を集めた事件によって、一般に広まり、社会運動を盛り上げ、人権に関連する規範や法制度さえも変えていったのは、その後の国際人権の発展の原型とも言えるモデルであった。

そして、人権思想の内在的論理とも言えるものが、権利主体の範囲を徐々に拡大していくのも、この時期から見られたプロセスであった。ある集団を新しく人権を付与するに値するとみなすことになれば、次には違う集団も同様に扱わなければならない可能性が高まる。人間の身体の尊厳が神聖なものであるとすれば、それは内集団だけでなく、少なくとも周りにいる同じ人間と認識された外集団には広がらなければならない。人間であることがこの原理の適用の基準であるならば、男性だけでなく女性、さらにはもっと遠くにいる見知らぬ人々にも同じ原則を当てはめなければならない。こうして、異教徒、異人種、異性と次々に人権主体の範囲が拡大され、全ての人間集団が含まれるようになったのが、世界人権宣言である。この人権主体の範囲の拡大は今でも続いており、例えば、一番最近、人権運動に加わった社会集団としては、

性的マイノリティーが挙げられるだろう。人権理論の議論の中では、この流れは人間集団を超えて、動物やロボットの権利にまで敷衍<sup>ふえん</sup>(注8)しているのである。

(筒井清輝『人権と国家——理念の力と国際政治の現実』による。ただし、出題に際して原文の一部を改めた。)

(注1) ベネディクト・アンダーソン [1936年～2015年]: アメリカの東南アジア研究者・政治学者。著書に『想像の共同体』がある。

(注2) 「創られた伝統」: 古くから受け継がれてきたと思われがちだが、実際は近代になってから「伝統」として人工的に創出されたもの。

(注3) リン・ハント [1945年～]: アメリカの歴史学者。

(注4) サミュエル・リチャードソン [1689年～1761年]: イギリスの小説家。

(注5) ナラティブ構成: 誰のどのような語りによって物語が構成されているかということ。

(注6) ヴォルテール [1694年～1778年]: フランスの小説家・啓蒙思想家。

(注7) チェザーレ・ベッカリア [1738年～1794年]: イタリアの法学者。

(注8) 敷衍: 押し広げること。

問1 下線部の結果をもたらすまでの、他者への共感の拡大過程について、本文に即して350字以内で説明しなさい。(100点)

問2 あなた自身が読んだり鑑賞したりした作品を具体例として挙げながら、その作品によって他者への共感が深まる可能性とその限界について考えたことを400字以内で述べなさい。(100点)